

まちづくりエキスパート派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、商店街に関わる若者の減少や、高齢化・人口減少による後継者不足、遊休不動産の増加に対応する商店街の魅力や賑わいを創出させる取組みをはじめ、震災等の影響によって生じた課題を解決し「まち」の再生を目指す取組みを支援するため、商業まちづくりに関わる専門家を派遣する「まちづくりエキスパート派遣事業（以下「事業」という。）」の実施について必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内市町村
- (2) 県内に所在する商業まちづくりに関する課題の解決に取組む商店街組織（法人格の有無は問わないが、任意の商店街組織・まちづくり団体にあっては、規約・定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができること。）、商工会、商工会議所、まちづくり会社、まちづくり団体等
- (3) (1)、(2)に掲げる団体の連合体

(専門家派遣の申請等)

第3条 専門家の派遣を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、まちづくりエキスパート派遣申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教法人

第4条 前二条の規定にかかわらず、県は、主催する会議等に専門家を派遣することができる。

(専門家派遣の決定)

第5条 県は、第3条の申請内容を検討し、適当であると認めるとき又は前条の規定により県が専門家を活用するときは、まちづくりエキスパート派遣依頼書（第2号様式）により専門家に派遣を依頼するものとする。

2 第1項による依頼を受諾した専門家は、まちづくりエキスパート派遣受諾書（第3号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項により専門家の派遣を決定したときは、申請者に対し、まちづくりエキスパート派遣決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（完了報告書の提出）

第6条 申請者は、専門家の派遣完了後、速やかにまちづくりエキスパート派遣完了報告書（第5号様式）を県に提出するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 申請者は、専門家の派遣完了後、20日以内にまちづくりエキスパート派遣実績報告書（第6号様式）を県に提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 県は、専門家に対する謝金及び旅費を負担する。

2 前項の謝金は、県が定めた基準により算出する。

3 第1項の旅費は、福島県旅費条例（昭和28年条例第24号）に基づき算出する。

（その他必要な事項）

第9条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。